

第 22 期 愛知海区漁業調整委員会

第 14 回 会 議 議 事 錄

令 和 5 年 2 月 22 日
海区漁業調整委員会委員室

日 時	令和5年2月22日（水）午前10時30分から午前11時10分まで			
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議 題	第1号議案 愛知県漁業調整規則の一部改正について（諮問） 第2号議案 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及び するめいかに関する令和5管理年度における知事 管理漁獲可能量について（諮問） 第3号議案 角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して 行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示につい て（指示） 第4号議案 愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保 護に関する規程の制定等について（協議） 第5号議案 委員の辞任について（協議） 報告事項 漁業権における資源管理の状況等の報告について			
出 席 委 員	山下三千男 黒田 勝春 稲垣 芳樹 山本 昌弘 中根 喬夫 吉武 正康 榊原 満男 小林 清和 吉田 和広 岩田 靖宏			
欠 席 委 員	鈴木 惣和 小林 俊雄 鈴木 輝明 山下 金次 長谷川桂子			
事 務 局 職 員	書記長 鈴木 照夫 主査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子			
農 業 水 産 局	水産振興監 岡田 元 水産課 課長 岡本 俊治 〃 担当課長 柴田 晋作			

	水 産 課	課長補佐	原田 誠
	〃	課長補佐	堀木 清貴
	〃	主 査	市來 亮祐

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、報告事項の以上8種類でございます。第5号議案につきましては、追加で机上配布させていただいております。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第14回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長（山下） 皆さん、こんにちは。</p> <p>第14回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案5件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p> <p>事務局（鈴木） ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>水産振興監 皆さん、おはようございます。</p> <p>第14回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p>
---------	--

	<p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、本年は8月31日をもって漁業権が期間満了となり、一齊切替えが行われますので、準備を進めております。</p> <p>現在、今年度漁協さんから漁場の活用実態などを調査させていただきまして、漁業権の内容となる海区漁場計画の案を作成しております。次回3月末の本委員会にて、当該案を上程できるよう準備を進めております。</p> <p>また、4月には、当該案に対する利害関係人の意見を聴く公聴会の開催、7月には、申請のあった漁業権免許についてお諮り頂く流れを予定しております。</p> <p>公聴会の開催などで御足労をお掛けすることもありますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議題は、議案5件と報告事項が1件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数15名のうち、10名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、小林清和委員、岩田委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「愛知県漁業調整規則の一部改正について」水産</p>

課から説明をお願いします。

水産課（市來）

「愛知県漁業調整規則の一部改正について」御説明いたします。

漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づき、漁業調整上、水産資源保護上必要な場合において定めております。なお、両法の規定により、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。

今般、漁業調整規則の内、漁業法に基づき規定している内容について一部変更する必要があるため、同法の規定に基づき、本委員会に諮問するものです。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

資料2から6ページは、別紙となる改正案でございます。

この内容については資料2ページの「愛知県漁業調整規則の一部改正について」及び資料5ページの「新旧対照表」で御説明いたします。

それでは、まず資料2ページの1 改正理由を御覧ください。

令和2年12月の漁業法改正により特定水産動植物に指定されたうなぎ稚魚は、令和5年12月1日以降、漁業の許可や漁業権等に基づくものを除いて採捕が禁止となります。

本県ではうなぎ養殖が盛んに行われており、従前から養殖用種苗の確保を目的とした特別採捕許可によるうなぎ稚魚の採捕実態がございます。このため、引き続きうなぎ稚魚の採捕ができるよう、知事許可漁業に位置付ける必要があります。

続きまして、2 改正の内容を御覧ください。また参考として、資料5ページ、A3横資料の新旧対照表を併せて御覧ください。新旧対照表は、表の右欄に現行の規則を、左欄に改正案を示しております。改正の内容について御説明いたします。

第4条を御覧ください。こちらは、「知事による漁業の許可」について定めております。

第1項は、知事の許可を要する漁業を規定しており、新たに、第13号に「うなぎ稚魚漁業（うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業をいう。）」を追加いたします。

当該漁業は、漁船が漁業の生産活動の基本的な設備でないため、同条第2項において、第12号の小型定置網漁業と同様に漁業ごと、即ち、当該漁業を営む漁業者ごとに許可を受けるよう規定いたします。

第8条を御覧ください。こちらは、「許可又は起業の認可の申請」について定めております。

当該漁業の許可又は起業の認可の申請にあたっては、漁業ごとに申請するよう規定いたします。

第15条を御覧ください。こちらは、「許可の有効期間」について定めています。

本県における知事許可漁業の有効期間は、原則3年としております。一方、うなぎの稚魚は資源状況が変動しやすく、資源管理の強化が進められていることから、うなぎ稚魚漁業の許可の有効期間は1年といたします。よって、第1号で従前の許可についてこれまでどおり3年、第2号でうなぎ稚魚漁業を1年と定めます。

続きまして、第34、35、37条につきましては、いずれも水産資源の保護培養を目的に定めている規定の改正でございます。

まず、第34条を御覧ください。こちらは、「漁具又は漁法の禁止」について定めています。

本県では第5号で内水面において火光を利用して行う漁法を禁止しております。一方、うなぎ稚魚の採捕は夜間に火光を利用することから、うなぎ稚魚漁業による採捕を火光利用の制限の対象外といたします。

第35条を御覧ください。こちらは、「漁具の制限」について定め

ております。

本県では、「たも網」を除き、内水面において使用する網の網目を1センチメートル以上に制限しております。一方、うなぎ稚魚漁業では網目1センチメートルよりも細かい網漁具を使用することから、うなぎ稚魚漁業で使用する網漁具を網目制限の対象外といたします。

続きまして、資料「愛知県漁業調整規則の一部改正について」は裏面の3ページ、新旧対照表は6ページの第37条を御覧ください。こちらは、「禁止期間、全長等の制限、禁止区域」について定めております。うなぎについては、第1項第5号で全長20センチメートル以下の採捕を禁止しております。このため、第2項第2号において、うなぎ稚魚漁業で採捕するうなぎを全長制限の対象外といたします

附則を御覧ください。当該漁業は新規許可の手続き開始を10月に予定しておりますので、施行期日は令和5年10月1日といたします。

資料3ページの「3 水産資源の保護培養及び漁業調整上の支障の有無」を御覧ください。

本改正は漁業法改正に伴うものであり、採捕実態に変更は生じないよう、その内容は現状の特別採捕許可を引き継ぐ方針であるため、水産資源の保護培養上の支障はございません。なお、許可の取扱方針につきましては、次回の委員会で諮ることとしております。

また、本改正について、関係する漁業協同組合等からは了承を得ており、漁業調整上の支障はございません。

資料の4ページには漁業調整規則の一部を改正する条文案でございます。

また、資料7、8ページには、参考として関係法令の抜粋を載せてございます。

以上、漁業調整規則の改正内容について御説明いたしましたが、今後、貴委員会の御意見を踏まえ、国への認可申請など必要な手続

	<p>きを取ってまいります。なお、改正にあたっては水産庁、地方検察庁及び県法規担当部局と協議しており、内容に変更がない範囲において、指示に従って変更することを御了承ください。</p> <p>説明は以上となります。御審議、よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（岩田）	<p>この許可の対象というのは、どのような者でしょうか。</p>
水産課（市來）	<p>許可の対象者につきましては、今後お諮りする許可の取扱方針で定める予定であり、現在検討中でございます。</p>
会長（山下）	<p>他にありませんか。いいですか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>(異議なし)</p>
会長（山下）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>(挙手全員)</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「愛知県漁業調整規則の一部改正について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
	<p>次に第2号議案の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可</p>

能量について」水産課から説明をお願いします。

水産課（原田）

それでは「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」御説明させていただきます。

資料をお開きください。

漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっております。

今回は、くろまぐろの小型魚、くろまぐろの大型魚及びするめいかに関する質問させていただくものです。

最初に、質問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

「質問文朗読」

2ページの別紙を御覧ください。

令和5管理年度である令和5年4月1日から3月31日までの知事管理漁獲可能量は1のくろまぐろ小型魚では「愛知県くろまぐろ（小型魚）漁業」に0.1トン、2のくろまぐろ大型魚では「愛知県くろまぐろ（大型魚）漁業」に1.0トン、3のするめいかでは「愛知県するめいか漁業」に「現行水準」をそれぞれ設定しています。するめいかの「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより、現行以上に漁獲量を増加させない管理を行うものとなります。

3ページを御覧ください。こちらはくろまぐろの小型魚と大型魚について、国から都道府県へ示された配分量です。令和5管理年度は、混獲管理用の最少配分数量として令和4管理年度と同様に小型魚で0.1トン、大型魚で1.0トンが本県に配分されており、先ほどお示ししたとおり、本県漁業にそれぞれ配分しております。

	<p>す。</p> <p>9ページを御覧ください。こちらはするめいかについて、国から都道府県へ示された配分量です。するめいかの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和4管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されており、先ほどお示したとおり、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。</p> <p>なお、12ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。</p> <p>内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請することになります。</p> <p>また、水産庁の承認後は、県公報での告示となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願ひいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議なし)
会長（山下）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)

会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可数量について」は原案どおり適當と認めることいたします。</p> <p>次に、第3号議案の「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第3号議案「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料2～3ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>本県の角建網漁業やつぼ網漁業等の漁具を定置して行う漁業は、稚魚の生息場でもある沿岸域で営まれています。この様な海域で細かな目合いの漁具を用いた場合、稚魚の混獲が危惧されることから当該指示を発動しており、今後も継続してまいりたいと考えております。</p> <p>次に1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読します。</p> <p>「指 示 案 朗 読」</p> <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は3月24日を予定しております。</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきまし</p>

	<p>ては、県法規担当部局の指導に従ってまいります。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議なし)
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定位して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p>
	<p>次に、第4号議案「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定等について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第4号議案「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定等について」を御説明いたします。</p> <p>はじめに、「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の制定について御説明いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。</p>

「1 制定の理由」につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体も個人情報保護法の適用対象となることに伴いまして、愛知県個人情報保護条例が廃止され、新たに個人情報保護に関する法律施行条例が制定されました。

愛知県個人情報保護条例の廃止に伴い、本委員会で制定している現行の規程を廃止し、新たに規程を制定するものです。

なお、規程の内容につきましては、知事部局で新たに制定された「知事が保有する個人情報の保護等に関する規則」と同様の内容としております。

現行の規程から変更もしくは追加される主な内容としましては、個人情報ファイル簿、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求書及び決定通知書等の様式を定める。

電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として、光ディスクに複写したものの交付等によることを定める。

本人が口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めた場合には、その項目並びに閲覧の期間及び場所を愛知県公報に登載することとする。また、当該閲覧の求めをする際の本人確認書類を定める。

写しの送付により保有個人情報の開示を実施する場合における送付に要する費用の納付の方法として、郵便切手等によることを定める、であります。

施行期日は令和5年4月1日、公報登載予定日は令和5年3月24日としております。

資料2ページから19ページに告示案を示しております。

続きまして、「愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程」の一部改正について御説明いたします。

資料20ページを御覧ください。

1 改正の理由につきましては、行政文書の開示の手続きのうち、先ほど御説明いたしました新たに制定する「海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」に基づく保有個人情報の開

示と共に手続きについて整合を図るためであります。

なお、一部改正の内容につきましては、知事部局で一部改正された「知事が管理する行政文書の開示等に関する規則」と同様の内容としております。

2 改正の主な内容としましては、

行政文書開示決定通知書について、開示決定に対する審査請求及び取消訴訟に関する教示文を付する。

決定期間特例通知書について、開示請求から 45 日以内に開示決定等を行う部分の記載を廃止する。

開示請求に係る行政文書に記録されている第三者が提出する意見書について、開示に反対する場合には、その理由のほか、開示に反対する部分を記載すべきこととする。

電磁的記録の開示の実施の方法について、フロッピーディスク又は光磁気ディスクに複写したものの交付等による方法を廃止する、であります。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日、公報登載予定日は令和 5 年 3 月 24 日としております。

資料 21 ページから 23 ページに告示案、24 ページから 28 ページに新旧対照を示しております。

告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいります。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多數）	(異議なし)
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定等について」は、原案どおり適當と認めることとします。
事務局（黒田）	次に、第5号議案「委員の辞任について」事務局から説明をお願いします。 第5号議案「委員の辞任について」を御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。 令和5年2月17日付け4水第1778号で、愛知県知事から海区漁業調整委員会委員の辞職願について協議がありました。 令和5年2月17日付けで山下金次委員から辞職願の提出があり、辞職につきましては、漁業法第141条において、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる」と定められているため、協議があつたものです。 資料2ページを御覧ください。 こちらが、山下金次委員から提出された辞職願であります。 2023年2月28日をもって、委員の辞職の承認を求めるものでありまして、委員としての職責を十分に全うすることができるまでの回復の見通しがたたないというのが理由でございます。 当辞職願に対しまして、本委員会として同意するか否かにつきま

	して、御審議よろしくお願ひいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 本人はやる気があるだけに、無念でなりません。御自身で決断されたということあります。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（山本）	本人の意思を尊重したいと思います。
会長（山下）	本人から辞職願が出た以上は尊重して、次の人の決めていかないといかんと思う。どうですか。
	質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議なし)
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。辞職願に同意することに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「委員の辞任について」は、同意することとします。
	次に、報告事項の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から報告をお願いします。
水産課（黒田）	水産課の黒田です。

それでは、「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。まず、1制度の概要について御説明いたします。

漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。

また、知事は海区漁業調整委員会に対し、漁業権者からの報告に関する意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、海区委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。

これらのことと定めた関係法令については、2ページに参考として掲載しております。

このため、今回の委員会において、2 資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権については令和3年1月1日から令和3年12月31日まで、区画漁業権ののり、わかめ養殖は、令和3年8月1日から令和4年5月31日まで、区画漁業権のその他については、令和3年1月1日から令和3年12月31日までとしました。

報告内容を基に、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断しました。

その結果につきまして、共同漁業権は3～6ページ、区画漁業権は7～8ページに掲載いたしました。

表は左から、免許番号、漁業権者、漁業種類、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しています。

評価項目について、資源管理の取組みがなされている場合、漁場が活用されている場合、行使者がいる場合は「○」、そうでない場

合は「×」と記載しています。

また、漁場の活用や組合員の行使の実態はないが、合理的理由が付されているものについては「○※」と記載しています。

そして、「適切かつ有効に活用されているか」の欄につきましては、各評価項目の判断結果を踏まえ、当該漁業権が適切かつ有効活用されている場合は「○」、指導の必要がある場合は「×」と記載しています。

それでは結果について御説明いたします。

まず、「資源管理に関する取組」については、全ての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や、漁具漁法の制限や種苗放流の実施、区画漁業権においては漁場改善計画の履行等の報告がありました。

漁業権に関する漁場紛争等の発生は確認されておらず、あさりやなまこ、あわびといった定着性水産動物の種苗放流の他に、一部では魚類の放流も実施されていることが確認されており、漁場改善計画については資源管理協議会において履行が確認されていることから、「資源管理に関する取組」が適切に行われていると判断されました。

また、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」についても、ほとんどの漁業権において漁場の活用及び組合員による行使がなされていました。

一部、行使者が少なく、漁場活用が少ない漁業権もありましたが、そういった漁業権は漁獲量が少ないと休漁中、主たる行使者が療養中、漁場環境の悪化のため休漁など、水産庁が作成した「海面利用制度等に関するガイドライン」に例示されている合理的理由により行使実績が少ないものに該当しており、これを踏まえまして、全ての漁業権において組合員により漁場が充分に活用されていると判断されました。

これらのことから、県といたしましては、県内の全ての漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断いたしました。

報告は以上でございます。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第 14 回委員会を終了します。委員の皆様方、
お疲れ様でした。

議長

委員

委員